

2 社会的状況

2-1 人口及び産業

(1) 人 口

調査対象区域周辺の世帯数及び人口は表 4-2-1 に示すとおりである。

野跡学区は世帯数が 1,439 戸、人口が 3,317 人であり、1 世帯あたりの人口は約 2.3 人となっており、稲永学区は世帯数が 3,449 戸、人口が 8,932 人であり、1 世帯あたりの人口は約 2.6 人である。

表 4-2-1 調査対象区域周辺の世帯数及び人口

平成12年10月1日

区または 学区名	面 積 (km ²)	世帯数 (戸)	人 口 (人)	人口密度 (人/km ²)
港 区	45.67	55,953	151,610	3,320
稲 永	2.396	3,449	8,932	3,728
野 跡	4.732	1,439	3,317	701

注) 区の面積は国土交通省国土地理院『平成12年全国都道府県市区町村別面積調』、
学区の面積は総務局企画部統計課による。

結果数値に基づく計算値は、表章単位未満を四捨五入している。

出典：「平成12年国勢調査 名古屋の町(大字)・丁目別人口」
(平成12年10月1日現在 名古屋市総務局企画部統計課)

(2) 産 業

調査対象区域を含む港区の産業別事業所数は表 4-2-2 に示すとおりである。

表 4-2-2 産業別事業所数

平成16年10月1日現在

区 分		港 区 (箇所)	全 市 (箇所)
産 業	総 数	7,398	141,085
	第1次 農林漁業	1	44
	第2次	鉱業	5
		製造業	15,638
		建設業	9,387
		小計	25,030
	第3次	卸売・小売業・飲食店	65,234
		金融・保険業	2,334
		不動産業	6,035
		運輸・通信業	4,250
		電気・ガス・ 熱供給・水道業	107
		サービス業	37,769
		公務 (他に分類されないもの)	282
		小計	116,011

出典：「平成16年版 名古屋市統計年鑑」(平成17年 名古屋市)

2-2 土地利用

(1) 土地利用の状況

ア 用途地域

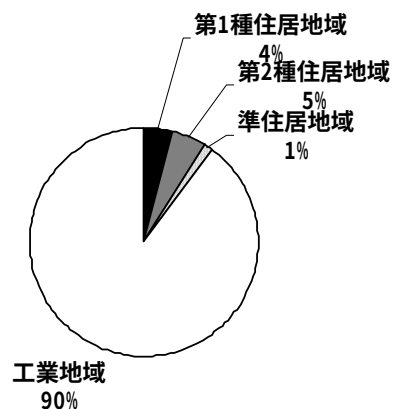
事業予定地周辺の用途地域指定は、主に「工業地域」であり、その状況は図 4-2-1 に示すとおりである。

調査対象区域には、「工業地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「準住居地域」の用途地域指定がなされており、「工業地域」が約 90%を占めている。調査対象区域の用途地域指定の状況は表 4-2-3 に示すとおりである。

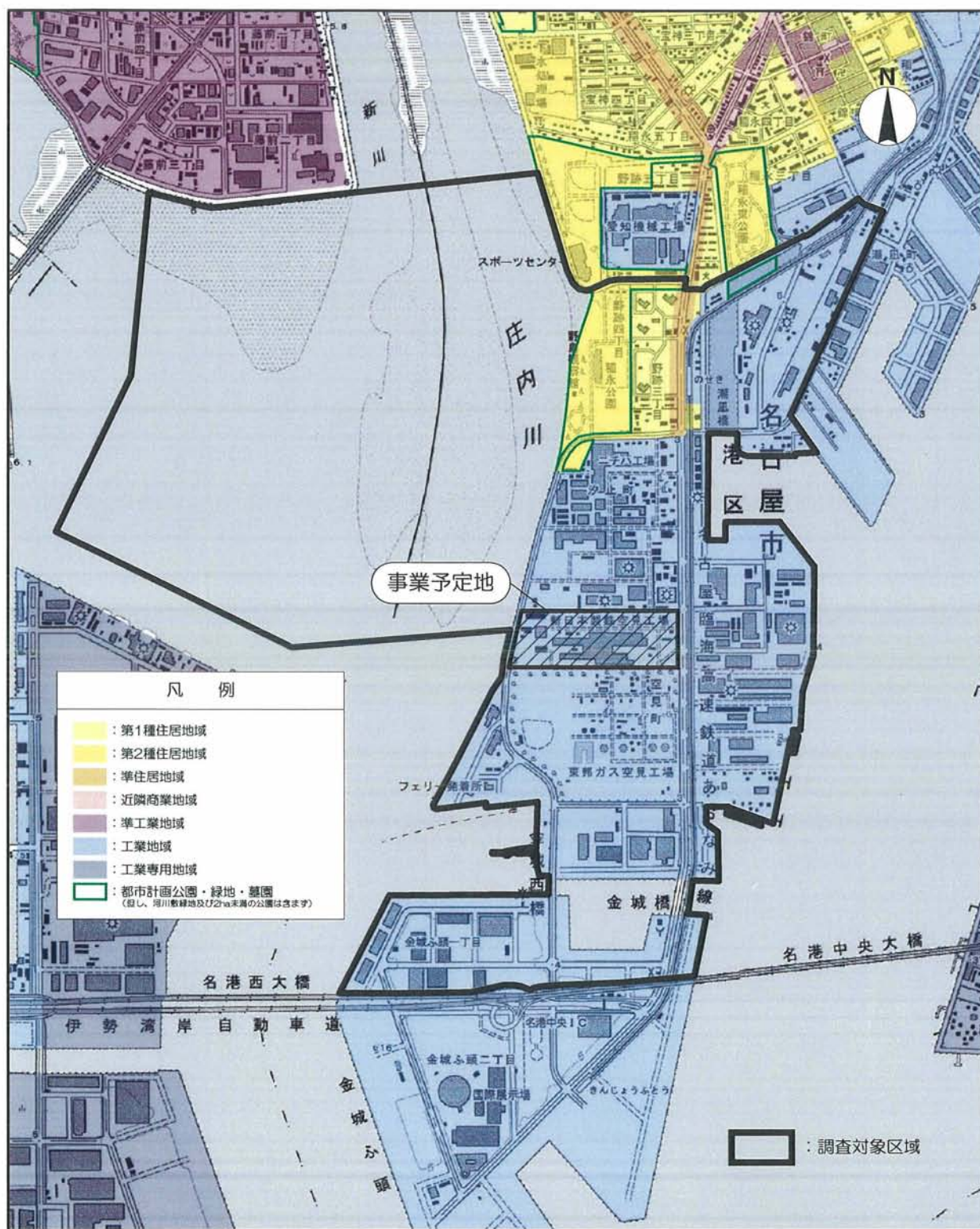
表 4-2-3 調査対象区域の用途地域指定の状況

用途地域	面積	比率
第1種住居地域	約11ha	4%
第2種住居地域	約16ha	5%
準住居地域	約4ha	1%
工業地域	約280ha	90%
合 計	約311ha	100%

注) 面積は調査対象区域内の陸地面積を示す



出典：面積は、「名古屋市都市計画図(地域制)平成14年9月」から調査対象区域内用途地域別に面積計を使用して求めた。



出典:「名古屋都市計画図(地域制)」(平成14年9月)から作成

図4-2-1 事業予定地周辺の用途地域指定の状況

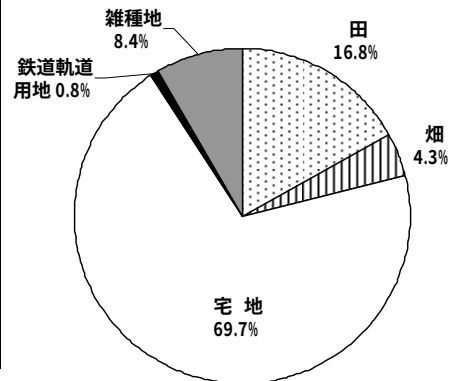
イ 土地利用区分

調査対象区域を含む港区の土地利用区分の状況は表 4-2-4 に示すとおりである。

表 4-2-4 調査対象区域を含む港区の土地利用区分の状況

単位: a、()内は%

区 分	港 区
田	40,781 (16.8)
畑	10,324 (4.3)
宅 地	168,931 (69.7)
池 沼	- (0.0)
山 林	- (0.0)
原 野	- (0.0)
鉄道軌道用地	2,025 (0.8)
雑種地	20,347 (8.4)
合 計	242,408 (100.0)



注1) 平成16年1月1日現在

2) 公衆用道路、保安林、学校用地等、課税対象外の土地を含んでいない。

出典: 「平成16年版 名古屋市統計年鑑」(平成17年 名古屋市)

ウ 建物の状況

事業予定地周辺の建物用途別分類の状況は図 4-2-2 に示すとおりである。

事業予定地周辺は、主に工業施設用地、供給・処理・運搬施設用地であり、北約 1km 先には住居施設用地 (一部、商業施設用地等が散在する) が存在している。

(2) 土地利用計画

事業予定地周辺の土地利用計画は、その全域が名古屋都市計画区域に含まれている。

また、港湾法に基づく名古屋港臨港地区内の分区としては「工業港区」の指定がなされている。

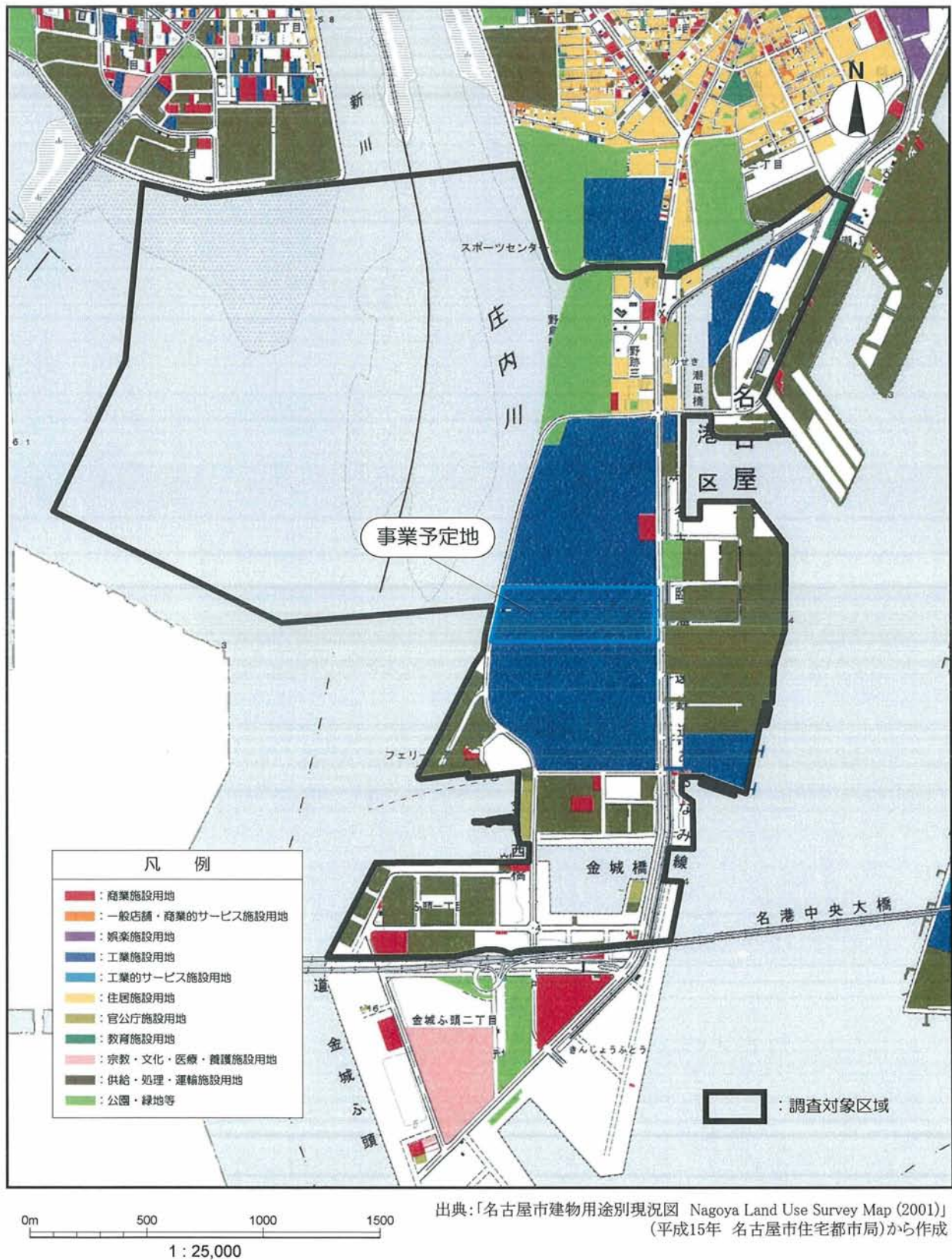


図4-2-2 事業予定地周辺の建物用途別現況図

2-3 水域利用

(1) 水域利用の状況

ア 漁業権

調査対象区域を含む名古屋港高潮防波堤内には海面漁業権は設定されていない。

イ 水域利用規制

水域利用規制の状況を図 4-2-3 に示す。

調査対象区域周辺の水域規制は「港湾法」(昭和 25 年 法律第 218 号)に基づく港湾区域、「港則法」(昭和 23 年 法律第 174 号)に基づく港域、「検疫法」(昭和 26 年 法律第 201 号)に基づく検疫区域に指定されている。

また、名古屋港には「海域交通安全法」(昭和 47 年 法律第 115 号)に基づき北航路、西航路、東航路の計 3 航路が高潮防波堤の内外にまたがり設定されている。

一方、港湾法では国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定められた港について「重要港湾」と定めている。さらに重要港湾のうち外国貿易の推進上特に重要な港であって政令で定められた港について「特定重要港湾」と定めている。

また、「特定重要港湾」のうち特定国際コンテナ埠頭形成により国際競争力の強化を図ることが特に重要なものを「指定特定重要港湾」としている。

名古屋港は港湾法において「指定特定重要港湾」に位置づけられている。

表 4-2-5 事業予定地周辺の公共用水域

港 名	種 別	管 理 者
名古屋港	指定特定重要港湾	名古屋港管理組合 (愛知県及び名古屋市の一部事務組合)

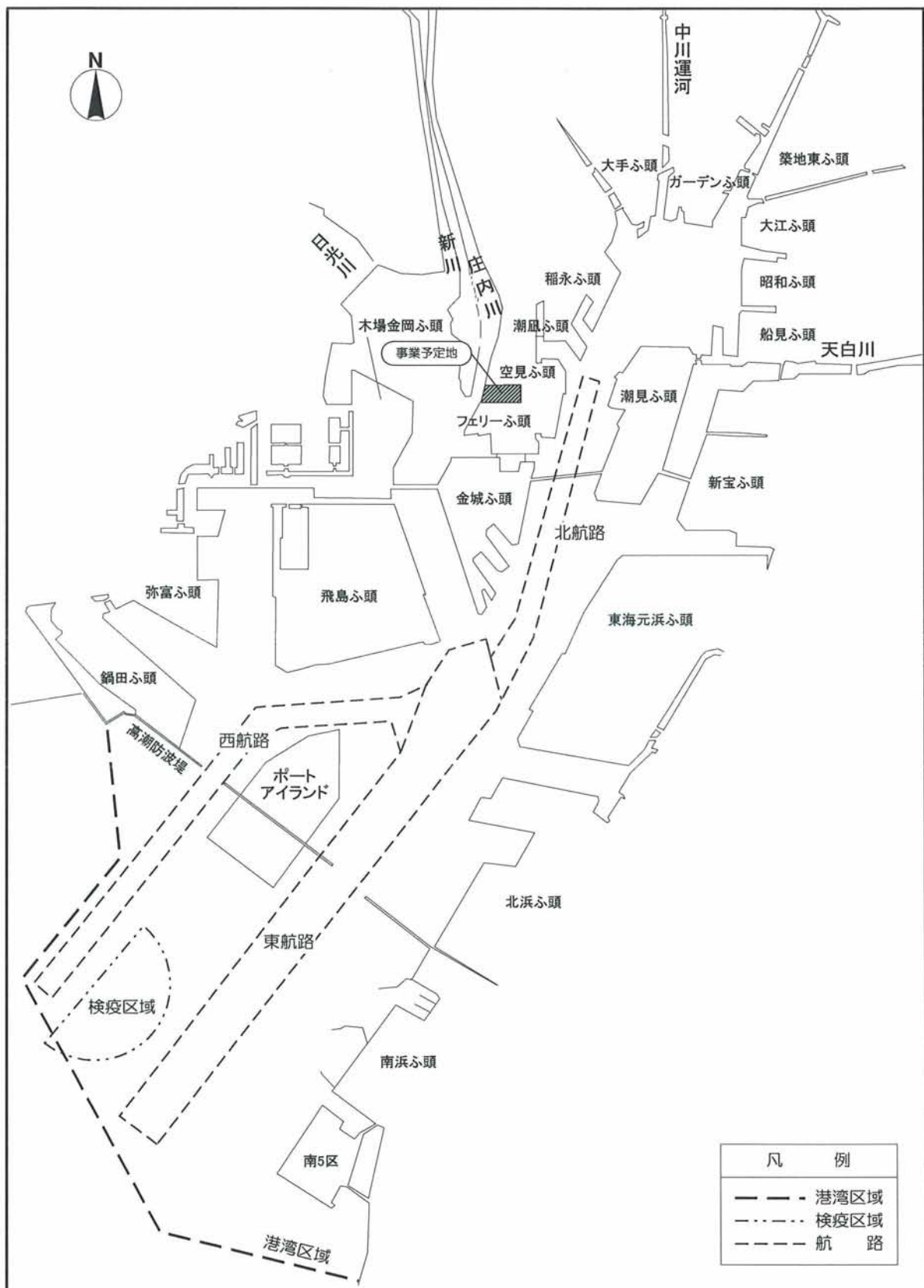
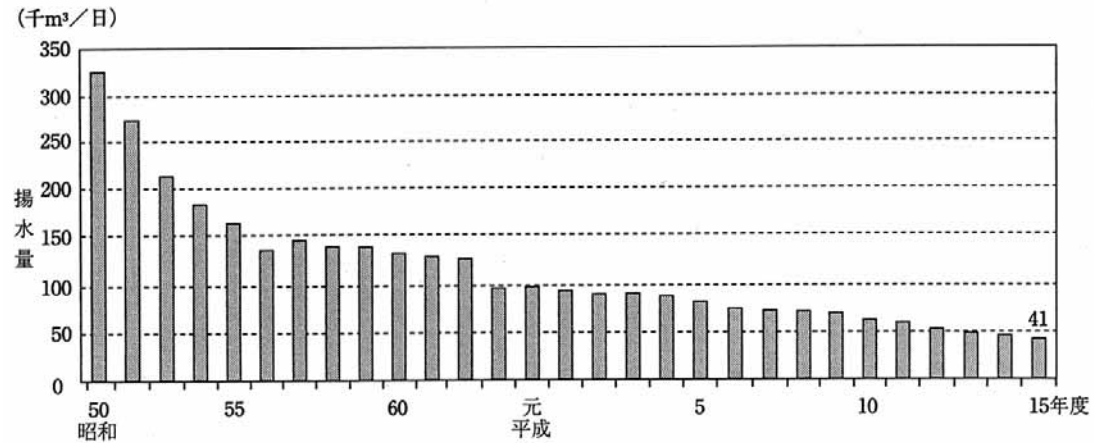


図4-2-3 水域利用規制の状況

(2) 地下水の利用状況

名古屋市の地下水揚水量の推移は図 4-2-4 に示すとおりである。

昭和 35 年度以降、揚水量は増加してきたが、愛知県公害防止条例及び名古屋市公害防止条例に基づく揚水規制が開始された昭和 49 年度以降 (図 4-2-4 は昭和 50 年度以降を示す)、揚水量は減少し、現在でも若干の減少傾向にある。



出典: 「平成 16 年版 名古屋市環境白書」(平成 16 年 名古屋市)

図 4-2-4 名古屋市域における地下水揚水量の推移

また、調査対象区域を含む港区の揚水設備設置数及び揚水量は表 4-2-6 に示すとおりである。

表 4-2-6 揚水設備設置数及び揚水量

第1号区域 港 区		平成16年3月末現在		
区 分	事業所数 (件)	総 数		揚水量 (m³/日)
		揚水設備 設置本数 (本)	揚水量 (m³/日)	
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例で定める設置数及び揚水量	29	41	6,430	

出典: 「平成16年版 名古屋市環境白書 (資料編)」(平成16年 名古屋市)

2-4 交 通

(1) 道 路

事業予定地周辺の主要道路網は図 4-2-5 に示すとおりである。

事業予定地の東側に隣接して主要地方道「金城埠頭線」が南北に整備されている。これを南下すると国道「302 号 (伊勢湾岸自動車道)」に接続している。

北上すると県道「港中川線」、市道「稲永埠頭線」に接続する。その北側には、東西方向に国道「23 号」が整備されている。

事業予定地周辺の交通量の状況は表 4-2-7 に示すとおりである。

表 4-2-7 事業予定地周辺の交通量の状況

路 線 名	観 測 地 点 名	平成11年度 12時間 交通量 (台)	平成9年度 12時間 交通量 (台)	12時間 伸び率 (H11/H9)	平成11年度 混雑度 ^{*1}
金城埠頭線	名古屋市港区空見町 (11号地)	15,687	15,395	1.02	0.52

注) ^{*1}混雑度

当該道路区間の交通量に対する交通容量の比である。

混雑度 = 12時間交通量 / 12時間交通容量

混雑度が1.0よりも大きい場合には、その道路区間が持つべきであるとして計画時に設定された交通量の水準を実交通量が越えたことを意味する。

出典: 「平成11年度 道路交通センサス報告書 全国道路交通情勢調査」(平成13年3月 国土交通省中部地方整備局 道路部)

<昼間>

測定日 平日:平成11年10月7日(木) 休日:平成11年10月3日(日)

路 線 名 観 測 地 点 名	平 日						休 日					
	歩 行 者 類 (人)	自 転 車 類 (台)	二 動 輪 力 車 類 付 き (台)	自動車類交通量 (台)			歩 行 者 類 (人)	自 転 車 類 (台)	二 動 輪 力 車 類 付 き (台)	自動車類交通量 (台)		
				乗 用 車 類	貨 物 車 類	合 計				乗 用 車 類	貨 物 車 類	合 計
金城埠頭線 名古屋市港区空見町 (11号地)	79	31	49	7,105	8,582	15,687	19	81	145	10,168	1,469	11,637

注) 調査時間は、平日・休日ともに 6:00～22:00 である。

出典: 「平成11年度 道路交通センサス報告書 全国道路交通情勢調査」(平成13年3月 国土交通省中部地方整備局 道路部)

2 - 5 地域社会等

(1) 病院、学校等の配置

調査対象区域の病院、学校等の分布は表 4-2-8 及び図 4-2-6 に示すとおりである。

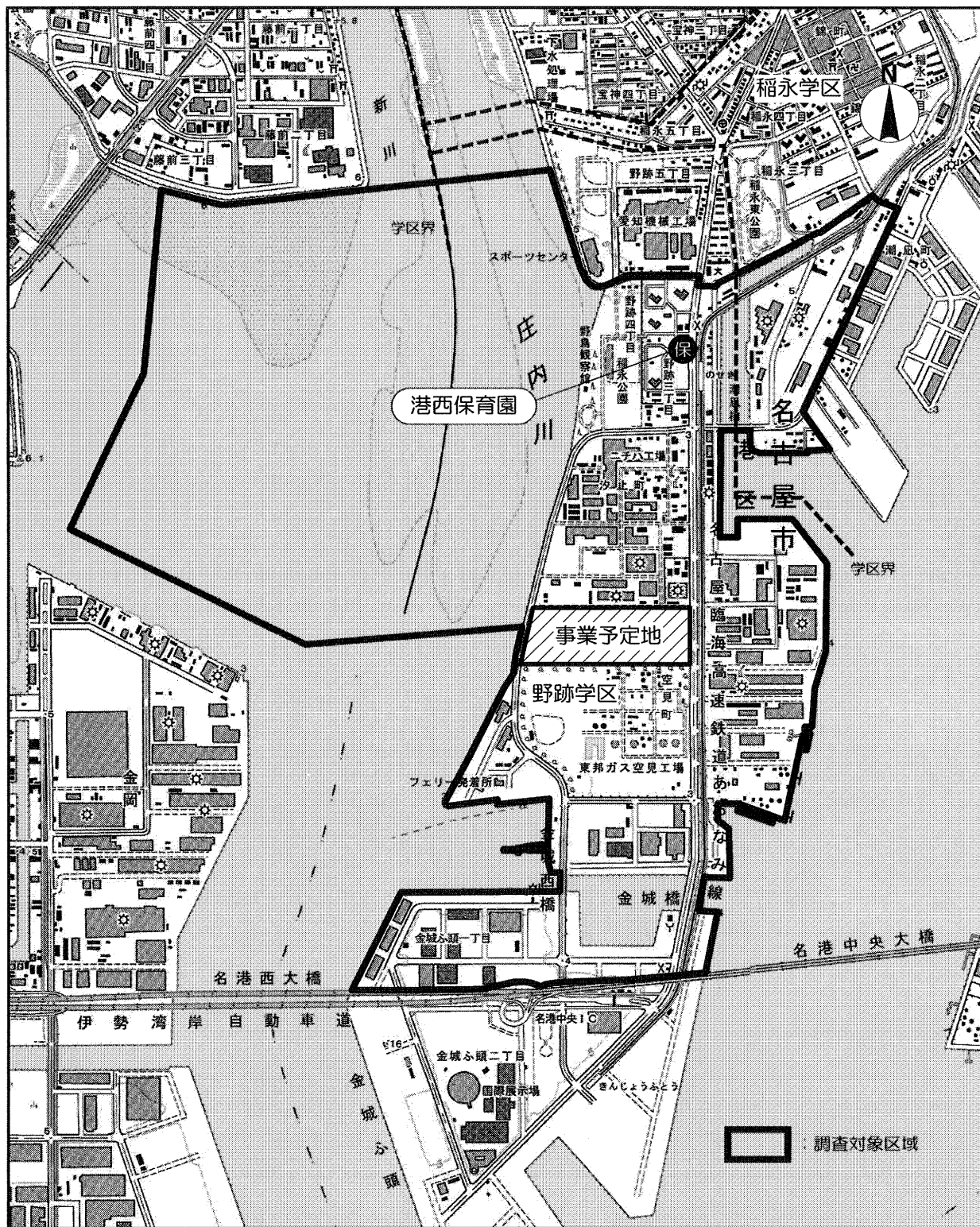
調査対象区域には、保育所(港西保育園)が1箇所あり、幼稚園、小学校、中学校、病院は存在していない。

表 4-2-8 調査対象区域の病院、学校等

単位:箇所

区 分	調査対象区域
保育所	1
幼稚園	0
小学校	0
中学校	0
病 院	0

出典:「学区別生活環境調査報告書(平成9年度版)」
(平成10年 名古屋市)



出典:「学区別生活環境調査報告書(平成9年度版)」(平成10年 名古屋市)から作成

0m 500 1000 1500
1 : 25,000

凡 例

●保 : 保育所

図4-2-6 調査対象区域の病院・学校等の配置

(2) 文化財の分布状況

調査対象区域には「文化財保護法」に基づく指定文化財は、指定されていない。
港区の指定文化財の状況は表 4-2-9 及び図 4-2-7 に示すとおりである。

表 4-2-9 港区の指定文化財の状況

番号	名 称	指 定 年 月 日	所 在 地	種 別	備 考
340	きとうかげよし・かんべえなくし 鬼頭影義・勘兵衛宅址	昭和33年3月29日	港区春田野3	史跡・名勝	
460	なごやこういかだいっぼんのり 名古屋港筏一本乗り	昭和48年2月1日	港区名港2-3-22	無形	市指定

出典：「名古屋市所在指定文化財目録」（平成11年 名古屋市教育委員会）

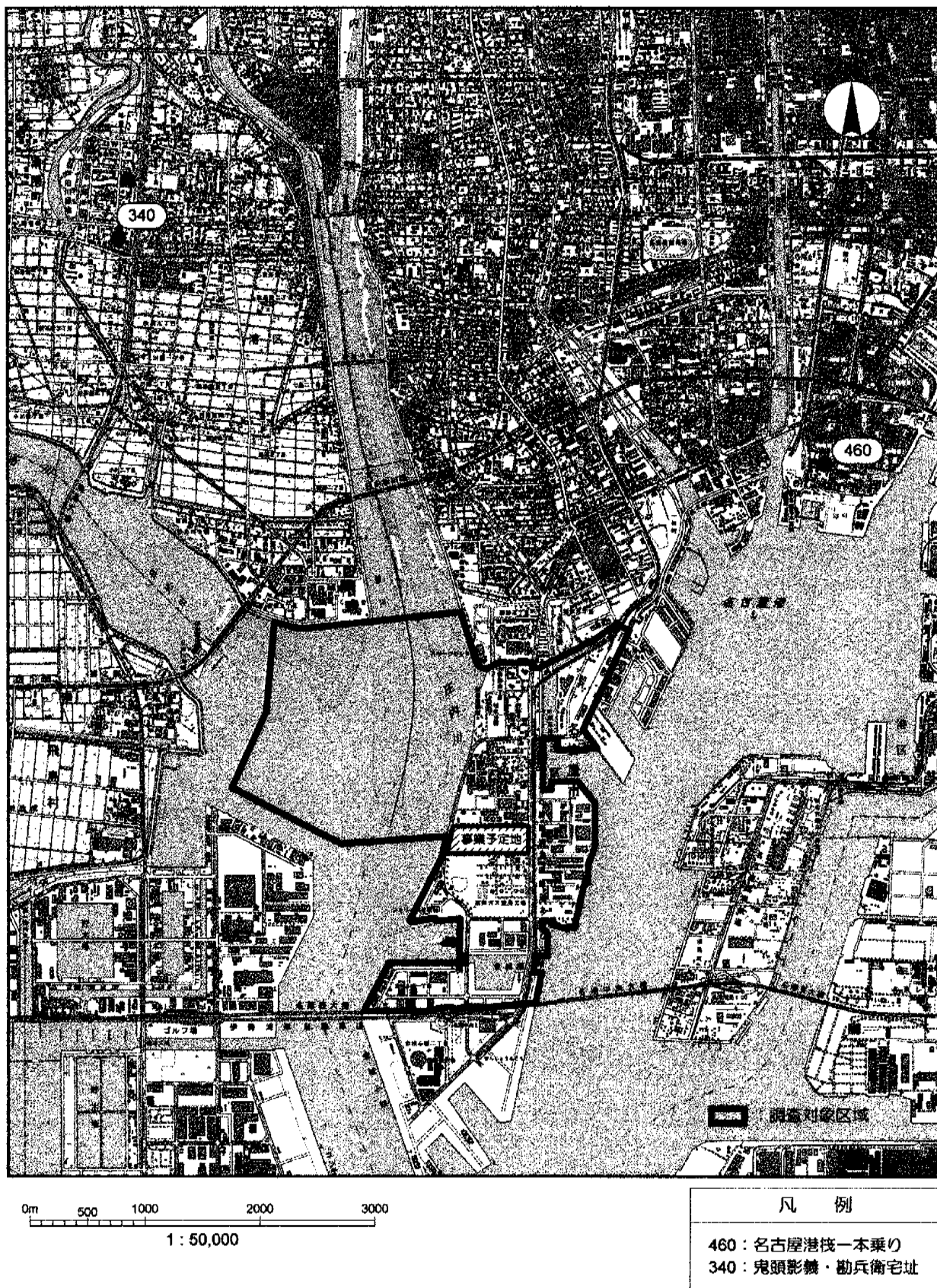


図4-2-7 港区の指定文化財の分布状況

(3) コミュニティ施設の状況

調査対象区域のコミュニティ施設の状況は表 4-2-10 及び図 4-2-8 に示すとおりである。

コミュニティ施設としては、公園が 1 箇所、臨港緑地が 1 箇所、どんぐり広場・児童遊園地が 2 箇所存在する。

表 4-2-10 調査対象区域のコミュニティ施設

単位：箇所

区 分	調査対象区域
集会施設	0
公 園	1
どんぐり広場 児童遊園地	2
<u>臨港緑地</u>	1
市民農園	0

出典：「名古屋市子ども青少年局子ども未来課調べ」
「名古屋港緑化計画」（平成13年 名古屋港管理組合）

(4) 交通安全の状況

調査対象区域を含む港区の交通事故発生状況は表 4-2-11 に示すとおりである。

平成 16 年の交通事故発生件数は 1,344 件であり、平成 15 年と比較すると 76 件の減少となっている。このうち、死者は 12 人、負傷者は 1,623 人であり、平成 15 年と比較すると死者は 7 人の増加、負傷者は 70 人の減少となっている。

野跡学区の交通事故発生件数は 22 件、死者 0 人、負傷者 31 人であり、平成 15 年と比較すると発生件数が 1 件増加、死者は 1 人減少、負傷者は 9 人増加している。

稲永学区では、交通事故発生件数は 38 件、死者 0 人、負傷者 43 人であり、負傷者が 2 人増加している。死者については 2 年連続で 0 人となっている。

表 4-2-11 交通事故発生状況

区及び 学区名	平 成 16 年			増 減		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
港 区	1,344	12	1,623	-76	7	-70
野 跡	22	0	31	1	-1	9
稲 永	38	0	43	0	(2) 0	2

注) 1 増減は平成15年との比較である。

2 死者0の前の()内の数字は、死者0の連続年数を示す。

出典：「平成16年中 名古屋市内の交通事故」（平成17年 名古屋市市民経済局）

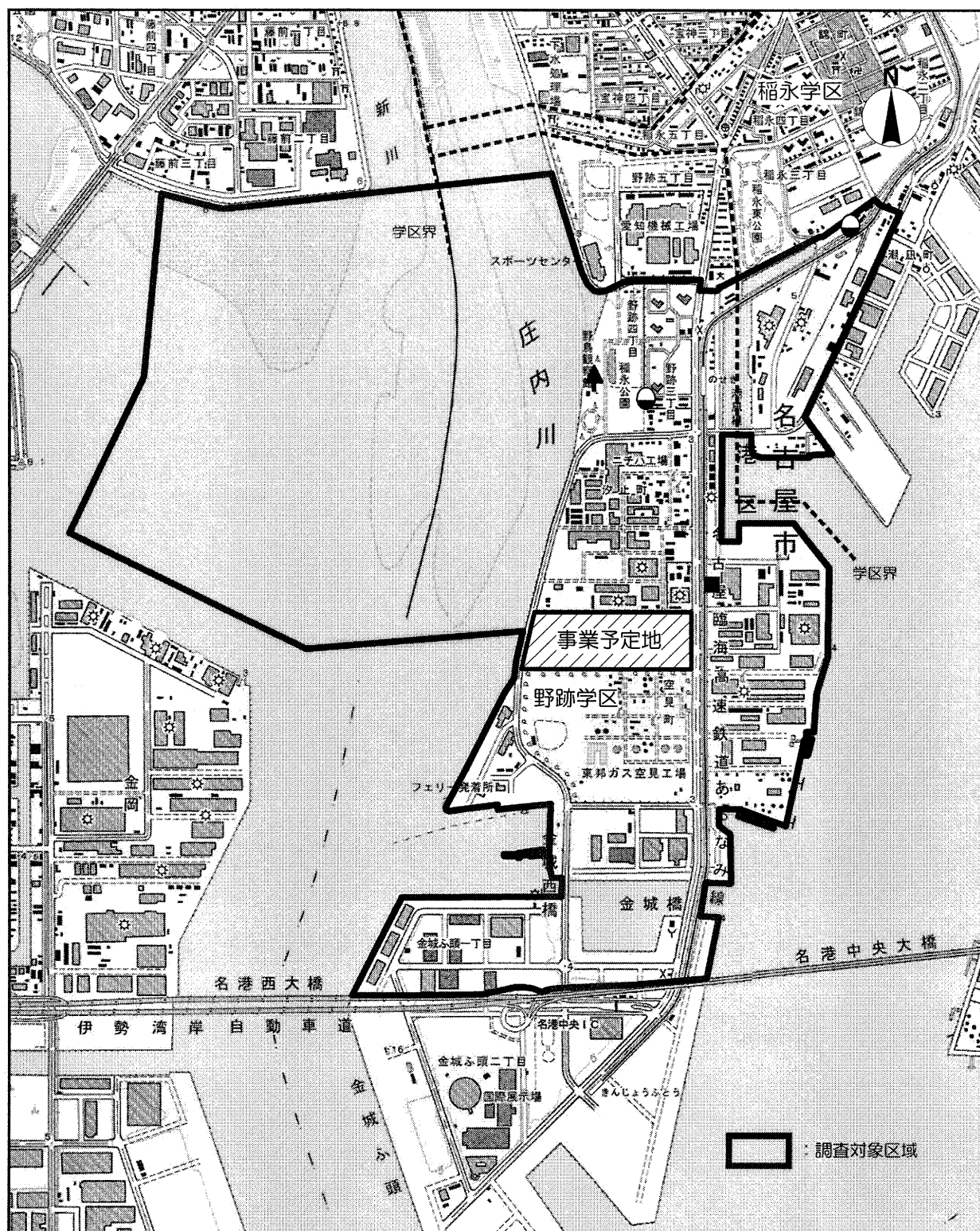


図4-2-8 調査対象区域のコミュニティ施設の状況

(5) 廃棄物の発生状況

調査対象区域を含む港区の廃棄物の発生状況を表 4-2-12 に示す。

平成 16 年度の港区の廃棄物の発生状況は、可燃ごみ収集量が 25,293t、不燃ごみ収集量が 4,356t、粗大ごみ収集量が 769t、資源ごみ収集量が 5,461t、環境美化ごみ収集量 442t となっており、平均日収集量は 140t である。

また、平成 16 年度の本市の廃棄物の発生状況は、可燃ごみ収集量が 382,537t、不燃ごみ収集量が 62,244t、粗大ごみ収集量が 10,256t、資源ごみ収集量が 84,924t、環境美化ごみ収集量 3,373t となっており、平均日収集量は 2,098t である。

表 4-2-12 廃棄物の発生状況 (平成 16 年度)

単位:t/年

区 分	港 区	名古屋市 合計
可燃ごみ収集量	25,293	382,537
不燃ごみ収集量	4,356	62,244
粗大ごみ収集量	769	10,256
資源ごみ収集量	5,461	84,924
環境美化ごみ収集量	442	3,373
合 計	36,320	543,334
平均日収集量	140t/日	2,098t/日

- 注) 1. ごみ収集作業日数は 259 日である。
 2. 資源ごみ収集量は、空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、紙パックの合計である。
 3. 環境美化ごみ収集量は、環境美化、景観保全、空地清掃、学校関係の合計である。
 4. 収集量の数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、合計が一致しない場合がある。

出典：環境局事業部作業課調べ

2-6 関係法令の指定・規制等

(1) 環境基本法に基づく環境基準等

ア 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準は表 4-2-13 に、名古屋市における大気汚染に係る環境目標値は表 4-2-14 に示すとおりである。

表 4-2-13 大気汚染に係る環境基準

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年 環境庁告示第25号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年 環境庁告示第38号)
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」
(平成9年 環境庁告示第4号)

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(備考)

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 4-2-14 名古屋市における大気汚染に係る環境目標値

(平成17年 名古屋市告示第402号)

物質名	環境目標値	達成時期
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。
ベンゼン	年平均値が3μg/m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。

備考1 地域は、名古屋市全域とする。

2 測定方法及び評価方法は、環境基準と同一とする。

3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

イ 大気に係る1時間値の指標

二酸化窒素及び塩化水素の1時間値の指標は、表 4-2-15 に示すとおりである。

表 4-2-15 大気に係る 1 時間値の指標

指 標		備 考
二酸化窒素の 短期暴露指針値	0.1～0.2ppm 以下	「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件について (答申)」(昭和 53 年 3 月 中央審第 163 号)
塩化水素の 目標環境濃度	0.02ppm 以下	「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改 定等について」(昭和 52 年 6 月 16 日 環大規第 136 号)

ウ ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準
 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準は表
 4-2-16 に示すとおりである。

表 4-2-16 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づく
 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」
 平成11年環境庁告示第68号
 改正 平成14年環境省告示第46号

媒 体	基 準 値
大 気	年平均値 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	年平均値 1 pg-TEQ/l以下
底 質	150 pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下

備考

1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

エ 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 4-2-17 に示すとおりである。

表 4-2-17 騒音に係る環境基準

平成10年 環境庁告示第64号

地域の 区分及び 類型		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特 例
		AA	A及びB	C	A地域のうち2 車線以上の車 線を有する道 路に面する地 域	B地域のうち2 車線以上の車 線を有する道 路に面する地 域及びC地域 のうち車線を 有する道路に 面する地域	幹線交通を担う 道路に近接する 空間
基 準 値	昼間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下	70デシベル以下 *45デシベル以下
	夜間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	65デシベル以下 *40デシベル以下
備 考		1 地域の類型 AA: 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A: 専ら住居の用に供される地域 B: 主として住居の用に供される地域 C: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 2 時間の区分 昼間: 午前6時から午後10時まで 夜間: 午後10時から翌日の午前6時まで 3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準(個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときには、この基準によることができる。) 4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。					

オ 水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準及び名古屋市内水域の類型指定状況は表 4-2-18(1)～(5)に、名古屋市における水質汚濁に係る環境目標値は表 4-2-19 (1)～ (2)に示すとおりである。

地下水の水質に係る環境基準は表 4-2-20 に示すとおりである。

表 4-2-18 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年 環境庁告示第59号
平成11年 環境庁告示第14号

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01mg/l以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/l以下	
六価クロム	0.05mg/l以下	
砒素	0.01mg/l以下	
総水銀	0.0005mg/l以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
四塩化炭素	0.002mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
チウラム	0.006mg/l以下	
シマジン	0.003mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
ベンゼン	0.01mg/l以下	
セレン	0.01mg/l以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	
ふっ素	0.8mg/l以下	
ほう素	1mg/l以下	

表 4-2-18 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 河川 (湖沼を除く)

「水質汚濁に係る環境基準について」 昭和46年 環境庁告示第59号

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然 環境保全及びA 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1 級、水浴及びB 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2 級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業 用水1級及びD 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級、 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級、 環境保全	6.5以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/l以上	—
備考)						
1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)						
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。 (湖沼もこれに準ずる。)						

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4-2-18 (3) 水域の種類の指定状況

	水 域	該当類型	達成期間
名古屋 市内 水域	荒子川 (全域)	E	イ
	中川運河 (全域)	E	イ
	堀 川 (全域)	D	イ
	山崎川 (全域)	D	イ
庄内 域川 等	庄内川下流	D	イ
	新川下流	E	ハ
	日光川 (全域)	E	ハ

注) 達成期間 イ：直ちに達成 ハ：5年を越える期間で可及的すみやかに達成
 (備考) 「平成10年版 名古屋市環境白書」(平成11年 名古屋市)より作成

表 4-2-18 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 海域 (水素イオン濃度等)

水域:名古屋港(甲)

該当類型:海域C

達成期間:ハ(5年を越える期間で可及的すみやかに達成)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/l以下	7.5 mg/l以上	1,000 MPN/100ml 以下	検出 されないこと	水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/l以下	5 mg/l以上	—	検出 されないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/l以下	2 mg/l以上	—	—	

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボウ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 4-2-18 (5) 生活環境の保全に関する環境基準 海域 (全窒素、全燐)

水域:伊勢湾(イ)

該当類型:海域 IV

達成期間:直ちに達成する

	利用目的の適応性	基 準 値		該当 水域
		全窒素	全 燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下	水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種 及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下	
Ⅲ	水産2種 及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下	
測 定 方 法		規格45.5に定める方法	規格46.3に定める方法	✕
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

表 4-2-19 (1) 名古屋市における水質汚濁に係る環境目標値

平成17年 名古屋市告示第402号

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下
備 考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合においては、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

表 4-2-19 (2) 名古屋市における水質汚濁に係る環境目標値

平成17年 名古屋市告示第402号

水 域		河 川			海 域	
区 分		☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆
親水のイメージ		川に入っの遊びが楽しめる	水際の遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水際の遊びが楽しめる	海辺の散歩が楽しめる
水質目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下			7.8 以上 8.3 以下	
	生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/l]	3 以下	5 以下	8 以下	-	
	化学的酸素要求量 (COD) [mg/l]	-			3 以下	5 以下
	浮遊物質 (SS) [mg/l]	10 以下	15 以下	20 以下	5 以下	10 以下
	溶存酸素量 (DO) [mg/l]	5 以上		3 以上	5 以上	
	ふん便性大腸菌群数 [個/100ml]	1000 以下	-	-	-	
	全窒素 (T-N) [mg/l]	-			1 以下	
	全燐 (T-P) [mg/l]	-			0.09 以下	
親しみやすい指標	透視度 [cm]	70 以上	50 以上	30 以上	70 以上	
	水のにおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。	不快でないこと。	
	水の色	異常な着色のないこと。			赤潮・苦潮等の異常な着色のないこと。	
	水 量	流れのあること。			-	
	ご み	ごみのないこと。			ごみのないこと。	
	生物指標	淡水域	アユ、モロコ類、ヒラタカゲロウ類、ハグロトンボ	カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類、シマトビケラ類	フナ類、イトトンボ類、ミズムシ (甲殻類)、ヒル類	-
		汽水域	-	マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	フジツボ類	-
		海 域	-			クロダイ、マハゼ、シロギス、カレイ類、ヤドカリ類、アサリ
		干 潟	-			チゴガニ、アナジャコ、ヤマトシジミ、
	生物指標	海 域	-			ボラ、スズキ、イソギンチャク類、フジツボ類
		干 潟	-			チゴガニ、アナジャコ、ヤマトシジミ、
		海 域	-			ボラ、スズキ、イソギンチャク類、フジツボ類
		干 潟	-			チゴガニ、アナジャコ、ヤマトシジミ、

注 1 水質目標値は日間平均値とする。

2 BOD及びCODの年間評価については75%水質値によるものとする。

3 全窒素及び全燐については年間平均値とする。

(地域区分)

水域	区分	親水のイメージ	地 域
河 川	☆☆☆	川に入っの遊びが楽しめる	荒子川上流部 (境橋から上流の水域に限る。)、堀川上流部 (猿投橋から上流の水域に限る。)、山崎川上流部 (新瑞橋から上流の水域に限る。)、庄内川上流部 (松川橋から上流の水域に限る。)、及びこれらに流入する公共用水域 (ため池を除く。)
	☆☆	水際の遊びが楽しめる	堀川中流部 (猿投橋から松重橋の水域に限る。)、天白川 (全域)、植田川 (全域)、扇川 (全域)、庄内川下流部 (松川橋から下流の水域に限る。)、新川上流部 (平田橋から上流の水域に限る。)、及びこれらに流入する公共用水域 (ため池を除く。)
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部 (境橋から下流の水域に限る。)、中川運河 (全域)、堀川下流部 (松重橋から下流の水域に限る。)、新堀川 (全域)、山崎川下流部 (新瑞橋から下流の水域に限る。)、矢田川 (全域)、香流川 (全域)、新川下流部 (平田橋から下流の水域に限る。)、戸田川 (全域)、福田川 (全域)、鞍流瀬川 (全域)、及びこれらに流入する公共用水域 (ため池を除く。)
海 域	☆☆	水際の遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	海辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属しない海域

表 4-2-20 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年 環境庁告示第10号
平成11年 環境庁告示第16号

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01mg/l以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/l以下	
六価クロム	0.05mg/l以下	
砒素	0.01mg/l以下	
総水銀	0.0005mg/l以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
四塩化炭素	0.002mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
チウラム	0.006mg/l以下	
シマジン	0.003mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
ベンゼン	0.01mg/l以下	
セレン	0.01mg/l以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	
ふっ素	0.8mg/l以下	
ほう素	1mg/l以下	

カ 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 4-2-21 に示すとおりである。

表 4-2-21 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年 環境庁告示第46号
改正平成13年環境省告示第16号

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1lにつき0.006g以下であること。
シマジン	検液1lにつき0.003mg以下であること。
チオハソカルブ	検液1lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1lにつき1mg以下であること。
備考1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	

(2) 公害関係法令による規制基準等

ア 大気汚染に係る規制

工場・事業場等に対する規制は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号)及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号)により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、工場・事業場ごとに硫黄酸化物、窒素酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

(ア) 大気汚染防止法

ばい煙発生施設から発生するばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物等の有害物質についての排出基準及びばい煙発生施設を設置する一定規模以上の工場・事業場(特定工場等)から排出される硫黄酸化物についての総量規制基準が定められている。

なお、同法では、このほかに硫黄酸化物に係る規制として、燃料の使用に関する基準が定められている。

また、一般粉じん発生施設については、その構造・使用等に関する基準が、特定粉じん発生施設については、工場・事業場の敷地境界における規制基準、測定義務などが定められており、特定粉じん排出作業については、作業基準が定められている。

本施設の稼働については、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及び硫黄酸化物の総量規制基準が適用される。

(イ) ダイオキシン類対策特別措置法

特定施設から大気中に排出される排ガスに含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、ダイオキシン類について排出基準が定められている。

本施設の稼働についてはダイオキシン類の排出基準が適用される。

(ウ) 県民の生活環境の保全等に関する条例

(以下、「県環境保全条例」という)

ばい煙発生施設から発生するばいじん、硫黄酸化物及びカドミウム等の有害物質についての排出基準並びに一定規模以上の工場・事業場(大気指定工場等)から排出される硫黄酸化物についての総量規制基準が定められている。

また、粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設については、その構造・使用等に関する基準が定められている。

本施設の稼働については、硫黄酸化物の総量規制基準が適用される。

(エ) 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

(以下、「市環境保全条例」という)

一定規模以上または特定の作業を行う工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

本施設の稼働については、窒素酸化物の総量規制基準が適用される。

イ 騒音に係る規制

騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び市環境保全条例に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。これらの法律・条例では、特定の施設を設置して行う工場・事業場の事業活動及び特定の建設作業を規制対象とし、それぞれに規制基準を定め、これに適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められる場合には、改善勧告ができることとなっている。

本施設の稼働及び建設工事については、騒音規制法及び市環境保全条例に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される。

ウ 振動に係る規制

振動規制法(昭和51年法律第64号)及び市環境保全条例に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。これらの法律・条例では、特定の施設を設置して行う工場・事業場の事業活動及び特定の建設作業を規制対象とし、それぞれに規制基準を定め、これに適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められる場合には、改善勧告ができることとなっている。

本施設の稼働及び建設工事については、振動規制法及び市環境保全条例に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が適用される。

エ 悪臭に係る規制

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制対象地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、アンモニアをはじめとする22物質について敷地の境界線における濃度規制基準を定めている。

また、アンモニアをはじめとする13物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンをはじめ4物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

さらに、悪臭公害は複合した臭気によるものも多くあり、法に基づく規制では十分な対応がとれないことがあるため、名古屋市では悪臭対策指導指針を定め、複合した臭気に対して、人の嗅覚による指導基準値(臭気濃度)を設定している。

本施設の稼働については、悪臭防止法に基づく、敷地の境界線における規制基準及び排出口における規制基準が適用されるほか、名古屋市悪臭対策指導指針に基づく臭気濃度に係る指導基準値が適用される。

オ 水質汚濁に係る規制

公共用水域の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき、工場・事業場から排出される排水の規制が行われている。

水質汚濁防止法は、汚水又は廃液を排出する一定の施設(特定施設)を設置する工場・事業場(以下、特定事業場)で、公共用水域(河川、湖沼、港湾、沿岸海域などをいう。ただし、公共下水道を除く。)に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準(濃度規制)は、健康項目(有害物質)及び生活環境項目について定められており、一部の項目については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を

定める条例(昭和47年愛知県条例第4号)により上乗せ排水基準が定められている。

さらに、昭和55年7月からは、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)を対象にCOD(化学的酸素要求量)の総量規制が導入され、4次につながる総量規制の実施により、着実に汚濁負荷量の削減が図られてきた。また、窒素、リンについては、富栄養化対策指導指針等に基づく削減指導が行われ、各種の改善対策が実施されてきた。

さらに平成14年10月からの第5次水質総量規制では、従来のCODに加えて新たに窒素、リンを対象とし、汚濁負荷量の一層の削減を図ることとしている。

また、市環境保全条例において、建設工事に伴う排水の目安の値が定められている。

カ 地盤沈下に係る規制

工業用水法(昭和31年法律第146号)に基づき、港・南区の一部地域が地域指定を受けており、当該指定地域内での揚水設備の新設に許可制が採用されている。

また、市全域が市環境保全条例に基づく揚水規制区域として指定されており、家事用を除く全ての揚水設備の設置に許可制が採用されるなど、地下水揚水規制が行われている。

キ 土壤に係る規制

平成15年2月15日には土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)が施行され、その法では有害物質使用特定施設の使用の廃止時などにおいて、事業者は土壤汚染状況調査を行い、調査の結果、土壤汚染が確認された場合には指定区域として台帳に記載され、汚染の除去等の措置や、土地の形質の変更の制限がされることとなる。

市環境保全条例に基づき、平成15年9月30日には土壤汚染等対策指針(平成15年9月30日名古屋市告示第413号)を定め、特定有害物質(25物質)を使用等している事業者は、その使用状況等を把握するとともに、面積500m²以上の工場等の敷地又は跡地において、建築物等の移転や廃止に伴い土地を改変する場合には、土壤調査を行い、調査の結果、土壤汚染が確認された場合には、処理対策を行うよう義務付けられている。3,000m²以上の土地の改変を行う場合は、過去に特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査・報告し、その結果、汚染のおそれがある場合は、土壤汚染等調査を実施するよう義務付けられている。

(3) 自然環境関係法令による指定状況等

ア 国立公園、国定公園及び県立自然公園

調査対象区域には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 10 条第 1 項の規定により指定される国立公園、同法第 10 条第 2 項の規定により指定される国定公園及び同法第 41 条の規定により指定される県立自然公園の区域はない。

イ 自然環境保全地域

調査対象区域には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項の規定により指定される原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定される自然環境保全地域及び同法第 45 条第 1 項の規定により指定される県立自然環境保全地域はない。

ウ 特別緑地保全地区

調査対象区域には、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 3 条第 1 項の規定により指定される特別緑地保全地区はない。

エ 鳥獣保護区

調査対象区域には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区はないが、名古屋市全域が銃猟禁止区域に指定されている。

また、事業予定地の西側の水域は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく国指定鳥獣保護区(国設藤前干潟鳥獣保護区)に指定されている。その約 770haのうち約 323haが特別保護地区であり、ラムサール条約(「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」)の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録されている。

この条約は、国境を越えて移動する水鳥の生息地として重要な湿地を条約事務局(スイス:グラン)に登録し、国際的に保全を進めようとするものであり、昭和 46 年に発効されている。日本は昭和 55 年に加盟しており、現在は 13 箇所(平成 17 年 3 月現在)が登録されている。

オ 風致地区

調査対象区域には、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づく風致地区の区域はない。

カ 保安林

調査対象区域には、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条に基づき指定された保安林の区域はない。

2-7 環境保全に関する計画等

(1) 愛知地域公害防止計画

名古屋市は、その全域が「環境基本法」(平成5年法律第91号)第17条第1項の規定により策定された「愛知地域公害防止計画」の策定地域となっている。

策定状況を表4-2-22に、愛知地域公害防止計画の目標を表4-2-23に示す。

表4-2-22 愛知地域公害防止計画の策定状況

地 域 名	地域の範囲	計画策定指示	計画承認年月日	計画期間
愛知地域	名古屋市始め 43市町村	平成13年 7月6日	平成13年 12月10日	平成13年度～ 17年度

出典：「平成16年版 環境白書」(愛知県)

表4-2-23 愛知地域公害防止計画の目標

項 目		目 標
大 気 汚 染	二酸化硫黄	大気汚染に係る環境基準
	一酸化炭素	
	浮遊粒子状物質	
	光化学オキシダント	
	二酸化窒素	
	ベンゼン	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	ダイオキシン類	
水 質	人の健康項目	水質汚濁に係る環境基準等
	生活環境保全項目	
騒 音	騒 音	騒音に係る環境基準
	航空機騒音	航空機騒音に係る環境基準
	新幹線鉄道騒音	新幹線鉄道騒音に係る環境基準
振 動		大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度
悪 臭		大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度
地盤沈下		地盤沈下を進行させないこと
土壌汚染		土壌の汚染に係る環境基準

出典：「平成16年版 環境白書」(愛知県)

(2) 愛知県環境基本計画

愛知県は、愛知環境基本条例(平成7年条例第1号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、愛知県環境基本計画を平成9年8月に策定している。

この計画は、社会・経済全体を持続可能なものにしていくための長期的な目標と施策の方向を盛り込んだものであり、愛知県の環境施策の基本となるものである。

県が環境に影響を及ぼす各種計画・施策の立案・実施する場合においては、この計画の目標などとの整合を図ることとしている。また、この計画は、県及び市町村、事業者、県民が公平かつ適正な役割分担のもとに、連携・協力して環境保全の取り組みを推進していく指針となるものである。

21世紀初頭における環境保全施策の方向を示す羅針盤として、愛知県環境基本計画(改定計画)を平成14年9月に策定している。

(3) 名古屋市環境基本計画

名古屋市では平成元年に「なごや環境プラン」を策定し、平成8年には地球環境を守るための行動計画「なごやアジェンダ21」を策定し推進を図っている。

名古屋市環境基本条例(平成8年条例第6号)が制定され、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っていることを宣言するとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年8月に名古屋市環境基本計画を策定している。

この計画は、名古屋市環境基本条例に定められた環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、今後の環境施策が目指す目標、目標の実現に向けた環境の保全に関する施策の大綱、自主的な環境への配慮を促進するための環境配慮指針を定めている。

この計画は、平成22年度を目標年度とし、新たな環境問題や社会情勢の変化に対応して、平成17年度頃を目途に見直すものである。

(4) 名古屋市地球温暖化防止行動計画

本市域内の地球温暖化防止対策の具体的な推進を図るため、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス6物質(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄)について、検討を加え「名古屋市地球温暖化防止行動計画」が平成13年8月に策定された。

この計画では本市における温室効果ガスの排出実態と排出特性を明らかにするとともに、既に表明している二酸化炭素排出量の10%削減を達成するために、国や産業界における対策、本市の対策、市民・事業者それぞれの自主的に取り組む日常的な実践行動とその効果、さらには各主体の適切な役割分担に基づいた具体的な行動を示すものである。

また、この計画に示された行動は将来においても継続的に推進することが必要であることから、温室効果ガスの排出状況や自主的な行動の進捗状況を点検しつつ、より効果的に推進するための方策を検討・推進する進行管理の仕組みについても示している。